

「埼玉が牽引する持続可能な社会の構築」
に向けた提案・要望

<針路別提案・要望>

針路8 支え合い魅力あふれる地域社会の構築

文化芸術の振興

1 文化財保護行政の推進と文化財の適切な保存活用への支援



要望先：文部科学省、文化庁
県担当課：文化財・博物館課

◆提案・要望

国宝・重要文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物及び埋蔵文化財等の確実な保存継承と多様な活用を図るため、保存修理、整備、管理及び調査等の事業に対する必要な財源を確保すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 国宝・重要文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物及び埋蔵文化財等の保存、整備及び調査等については、文化財の所有者や管理団体などが国庫補助を受けながら事業を実施しているところである。
- ・ 文化財の保存、整備は複数年に及ぶことから計画的に実施する必要があるが、昨今、国庫補助を要望しても補助金が要望どおり交付されないこともあるため、文化財の所有者や管理団体などが事業に必要な支援を十分に受けられず、事業計画の見直しをせざるを得ない状況が生じており、結果として文化財の適切な保存・活用に支障が生じている。
- ・ 国宝・重要文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物については、文化財の確実な保存継承と多様な活用を図るため、今後も保存修理、整備等の事業に対する十分な支援が必要である。
- ・ 一方、埋蔵文化財の発掘調査等については、国庫補助を要望しても補助金が要望どおり交付されないため、事業計画の見直しをせざるを得ない状況が生じている。
- ・ 例えば、国や県が実施する公共事業に伴い本県が実施する「県内遺跡発掘調査等事業」は、国庫補助を受け実施しているが、令和6年度計画額8,968千円に対して当初交付額は5,243千円(58.46%)、令和7年度計画額21,491千円に対して当初交付額は13,967千円(64.99%)、令和8年度計画額11,125千円に対して当初交付額は8,355千円(75.10%)となっており、その結果、事業計画の見直しを行っている。

◆参考

○国庫補助金（埋蔵文化財の発掘調査等に関するものを含む）の計画額と当初交付額
(件数：件、額：千円)

年度	計画 件数	計画額 (a)	当初交付 件数	当初交付額 (b)	交付率 (b/a)
R 4	74	812,086	71	674,346	83.0%
R 5	69	683,423	69	507,833	74.3%
R 6	71	880,008	70	791,417	89.9%
R 7	76	947,578	74	865,231	91.3%
R 8	77	1,398,248	75	1,324,066	94.7%

2 文化財建造物の防火対策の強化【新規】



要望先 : 文部科学省、文化庁
県担当課 : 文化財・博物館課

◆提案・要望

- (1) 国指定文化財（建造物）の防火対策強化のため、文化財保護法に規定された所有者等による適切な管理に加え、文化財周辺における第三者による火気使用への規制・指導のあり方を検討すること。
- (2) 国指定文化財（建造物）の防火対策強化のため、防災施設整備に関する国庫補助（重要文化財等防災施設整備事業費及び重要文化財（建造物・美術工芸品）修理、防災、公開活用事業費）について、補助事業者（所有者・管理団体）の事業規模に応じた補助率加算の拡充を図ること。
- (3) 地方公共団体が条例に基づき指定した地方指定文化財（建造物）についても、おもに多額の費用負担を理由に所有者等による防火設備の設置・改修が十分に進んでいないことに鑑み、これを促進するための補助制度創設や財政措置拡充を検討すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 本県では近年、国・県指定文化財の火災被害は発生していないが、首里城正殿（2019年、沖縄県）、中家住宅（2024年、奈良県）など、全国で断続的に文化財の火災被害が発生している。
- ・ 文化財保護法では、所有者や管理団体に対して文化財の適切な維持管理を義務付けているほか、損壊・毀損等に関する罰則は設けられているが、文化財周辺における第三者による火気使用への規制に関する規定はない。
- ・ また、国指定文化財（建造物）の防災施設設備の整備や修理等に対する国の補助制度が設けられているが、補助を利用しても所有者等の費用負担が大きく、防火設備の設置・改修が十分に進んでおらず、補助事業者の事業規模に応じた補助の充実が必要である。
- ・ さらに、地方指定文化財（建造物）の防火設備の設置・改修等に対する国の補助制度がないため、所有者等の費用負担が大きく国指定以上に設置・改修が進んでいない状況である。地方指定文化財も、文化財保護法第182条第2項の規定に基づいて指定されたものであり、各地域で重要と認められた文化財の防火対策強化のため、国による補助制度創設や財政措置拡充が必要である。

◆参考

○本県の国・県指定文化財（建造物）の件数

- ・ 国指定 指定件数31件（内訳：59棟・基）
- ・ 県指定 指定件数69件（内訳：84棟・基）

○本県の国指定文化財（建造物）の防災設備の新設・改修に対する近年の国補助

- ・ 新設 平成26年度以降なし
- ・ 改修 令和2年度 1件（国補助額1,755千円）
令和3年度 1件（国補助額3,388千円）
令和4年度 2件（国補助額4,297千円）
令和5～7年度 0件

○本県の県指定文化財（建造物）の防災設備の新設・改修に関する国財政措置

- ・新設 なし
- ・改修 所有者等への直接補助はなし
災害復旧のため実施した場合には、県費補助額に応じて特別交付税措置あり
令和5年度 0件
令和6年度 1件（県費補助額517千円を算定基礎金額として報告）
令和7年度 0件

○事業規模指数

補助事業者の財政規模に対し、当該補助事業がどの程度の負担となるのか示す指標。3年分の総収入額の平均値と総事業費・施工年度数により算出される。

デジタル技術を活用した県民の利便性の向上

1 超高速ブロードバンドサービスの地域間格差の解消



要望先 : 総務省

県担当課 : 情報システム戦略課

◆提案・要望

- (1) 誰もが必要なデジタルサービスを円滑に活用できる超高速ブロードバンド基盤の整備について、自治体に新たな財政負担を求めることがないように、5G環境への移行を含め民間事業者が整備できるユニバーサルサービス制度を拡充するなど、自治体等の意見を取り入れながら国が責任をもって必要な措置を講ずること。
- (2) 5Gは大容量・高速通信が可能なネットワークで、災害時でも通信障害が発生しにくいなどの特性があり、今後のデジタル社会の基盤として不可欠であることから、携帯電話不感地帯の解消及び超高速ブロードバンド未整備地域への整備を進める際には、原則5G基地局を設置すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 現在、光ファイバの世帯カバー率は、全国平均で 97.09%と利用環境の整備が図られているが、本県の条件不利（不採算）地域等においては、超高速ブロードバンド基盤が未整備の地域が存在している。地理的な情報通信格差を是正するため、中山間部などの条件不利地域での整備を促進する必要がある。
- ・ 5G環境の整備は、現在、人口密集地が中心となっており、それ以外の地域では進んでいない。5G環境の有無による情報通信格差を生じさせることのないよう、携帯電話不感地帯など条件不利地域を含めて広範囲の整備を促進する必要がある。